



同和問題をはじめとする様々な人権問題への理解と  
認識を深めるために ～人権教育に係る研修や啓発の充実～

人権同和教育課

友達が誰かの悪口を言っていた時に話を合わせ一緒になって悪口を言ったことがありました。流されずに強い心を持ちたい。私は流されない強い人になりたいです。

これは同和問題に関する学習（部落問題学習）で、解放令を学習した後の小学校6年生の感想です。自分の中にも差別する心があることに気付き、これからどう生きていきたいかを自分の言葉で綴っています。

部落問題学習では、歴史の中や現在起きている差別問題を調べる学習を通して、事実を知ることにとどまらず、今の自分たちの周りにも同じような問題はないのか、また差別を見逃しているのではないかなど、自分に引き寄せて考え、差別を許さない生き方を学ぶことが大切です。この学びが、同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決しようとする意識・意欲・態度や実践行動力につながっていきます。



**みんなで進めよう、部落問題学習！**

部落問題学習をより豊かなものにするためには、乳幼児期からの人権感覚の育成や仲間づくりの取組が大切になります。

自他の違いを豊かさとして捉える感覚や、自分に向き合い素直に思いを表現する力を育てる教育活動を積み重ねていくことで、互いの思いを尊重できる人間関係の形成を目指していきたいものです。

また、直接教材を扱う小学校6年生の担任や中学校社会科の教科担任だけが授業の中で完結させる学習ではなく、児童生徒に日々接している教職員全員で取り組んでいくことも、部落問題学習が差別をなくしていこうとする生き方へとつながります。学校全体で研修を深め、次の視点を大事にしながらかつ丁寧な授業実践に取り組みしましょう。

**【同和問題に関する学習で大切にしたいこと】**

- ① 正しい歴史認識に基づいた学習を進める。
- ② 「生きる勇気と知恵」に満たされた生き方を学ぶ。
- ③ 歴史教科書に記述される「被差別身分呼称」に込められた思いを知る。
- ④ 同和問題を「自分に引き寄せて」考える。  
(R5「なくそう差別 築こう明るい社会」p.16参照)

**被差別身分呼称が掲載されている意味を踏まえた学習を**

中学校、高等学校の教科書には被差別身分呼称が掲載されています。この用語は長い間、人を蔑む言葉として使われてきました。「この言葉が教科書に掲載されることが、部落差別解消につながる」との思いを託した被差別当事者の願いを、丁寧に理解した上で指導する必要があります。

しかしながら、これまでに県内で生徒が相手を傷付けるために被差別身分呼称を用いるという事象が発生してきました。「使ってはいけない言葉」として教え込むのでは他律的な考え方しか育ちません。教職員自身が被差別身分呼称が掲載されている意図を正しく理解して、生徒自らが「この言葉で人を傷付けることはおかしい」と気付くような自律的な学びが求められます。

たとえインターネット上の部落差別に関する誤った情報や誹謗中傷等に触れたとしても、正しい知識と判断力を身に付けておけば、差別を見抜き差別をなくしていくことができます。このような力を、全ての人権問題の解決や一人一人のよりよい生き方につなげていきましょう。

**「子どもの権利条約」の周知を！**

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」と「こども基本法」について、学習の参考資料を作成しました。児童生徒の人権学習や教職員の研修、PTA等での保護者の学習に活用できます。

児童生徒自身が、また取り巻く全ての大人が「子どもの権利条約」を知ることが大切です。

※ 資料は県教育委員会人権同和教育課のホームページからダウンロードできます。職員研修や家庭教育学級等で活用してください。

